

根室市中小企業者等人材確保支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、根室市内の中小企業者等における安定的な雇用の確保を図るため、中小企業者等が人材確保及び人材育成を目的とした事業を行う場合において、同事業に要する経費に対し、中小企業者等人材確保支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、根室市補助金等交付規則（昭和50年根室市規則第31号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「市内中小企業者等」とは、市内に事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に定める者のほか、特に市長が必要と認めるものをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げるものとする。ただし、補助事業の実施に際しては、原則市内事業者に発注すること。

- (1) 人材確保を目的としたホームページ等作成事業や職場環境の改善に要する事業
- (2) 人材育成を目的とした研修会開催事業等

2 補助事業は、次の各号に掲げる事業のいずれにも該当していないものとする。

- (1) 公序良俗に反する事業
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律122号）第2条に定める事業
- (3) 前各号に掲げるほか、補助金の趣旨、目的に照らして交付することが適当でないと市長が認める事業

(対象事業者)

第4条 補助の対象となる事業者は、市内中小企業者等とする。

2 前項に掲げる対象者は、次に掲げる要件を全て満たすものでなければならない。

- (1) 根室市暴力団排除条例（平成25年根室市条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者（以下「暴力団等」という。）でないこと。
- (2) 市税の滞納がないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助事業のうち、補助の対象となる経費は別表に掲げるものとする。ただし、他の補助金の対象となる経費並びに消費税及び地方消費税相当額を除いた額とする。

(補助金額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に、2分の1を乗じて得た額とし、100万円を上限とする。なお、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下、この条において「申請者」という。)は、根室市中小企業者等人材確保支援補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。ただし、第3号及び第4号は申請者が法人である場合、第5号及び第6号は申請者が個人事業者である場合に限る。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 経費明細書(様式第3号)
- (3) 法人の履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書及び定款
- (4) 直近の貸借対照表及び損益計算書
- (5) 本人確認書類(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカードの写しなど)
- (6) 直近の確定申告書類の写し
- (7) 見積書の写し
- (8) 市税の滞納がないことを証明する書類
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、同一年度内において、複数の申請をすることはできない。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による交付申請を受けたときは、当該内容を審査し、その結果を、根室市中小企業者等人材確保支援補助金交付可否決定通知書(様式第4号)により申請者に通知する。

2 市長は、前項の審査に当たり、申請者に対し、申請内容の確認に要する報告を求め、又は現地を調査することができる。

(事業計画の変更)

第9条 前条の交付決定を受けた事業者(以下「補助事業者」という。)が事業計画の内容を変更しようとするときは、根室市中小企業者等人材確保支援補助金変更申請書(様式第5号)により市長の承認を受けるものとする。ただし、当該変更の内容が軽微であると市長が認める場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の申請を承認したときは、申請者に対し承認内容を根室市中小企業者等人材確保支援補助金変更承認通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(事業の中止)

第10条 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を中止しようとするときは、あらかじめ根室市中小企業者等人材確保支援補助金中止承認申請書(様式第7号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の取消)

第11条 市長は、次の各号に掲げる事由に該当する場合には、根室市中小企業者等人材確保支援補助金交付決定取消通知書(様式第8号)により、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令及び要綱に違反した場合
 - (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業に関して、不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付決定後に生じた変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (事業完了報告)

第12条 補助事業者は、補助事業完了後速やかに根室市中小企業者等人材確保支援補助金事業完了報告書(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて市長へ提出しなければならない。

- (1) 事業決算書(様式第10号)
- (2) 補助事業に係る経費の領収書等の支払証拠書類
- (3) 事業内容や実施状況を確認できる記録写真等の資料
- (4) その他市長が必要とする書類

(補助金額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による事業完了報告書の提出があったときは、書類審査及び必要に応じて行う実地調査等により補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金額を確定し、根室市中小企業者等人材確保支援補助金確定通知書(様式第11号)により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付)

第14条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、前条の確定通知書を受領後速やかに、根室市中小企業者等人材確保支援補助金交付請求書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

(関係書類の整理保管)

第15条 補助事業者は、第12条に規定する報告書により提出した資料、帳簿その他関係書類を整理し、当該書類を補助事業の完了した日に属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(財産の管理及び処分の制限)

第16条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、かつ、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産を、市長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

3 市長は、補助事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるとき、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 5 条関係）

補助事業	補助の対象となる経費
人材確保	ホームページ作成費（採用ページの設置を必須とする。）
	採用パンフレット作成費
	採用動画作成費
	更衣室・休憩所・トイレの改装費又は新設費（喫煙所の改装等は除く。）
	事務所等のバリアフリー化に要する整備費
人材育成	研修費（講師旅費、講師謝礼、会場費。社員の旅費は除く。）
	社員教育用機械設備等導入費（シミュレーター等。通常業務で使用可能な汎用性のあるものは除く。）